

関釜裁判ニュース

2004年11月7日発行

第46号

釜山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判は一九九二年十二月韓国釜山市などの日本軍「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊の十人を原告とし、山口地裁下関支部に日本の公式謝罪と賠償を求めて提訴した。九八年「慰安婦」原告に一部勝訴判決が出たが、広島高裁で敗訴。二〇〇三年最高裁で棄却決定。現在、戦後補償立法運動と富山での勤労挺身隊訴訟を支援。

不二越訴訟

勤労挺身隊裁判の今

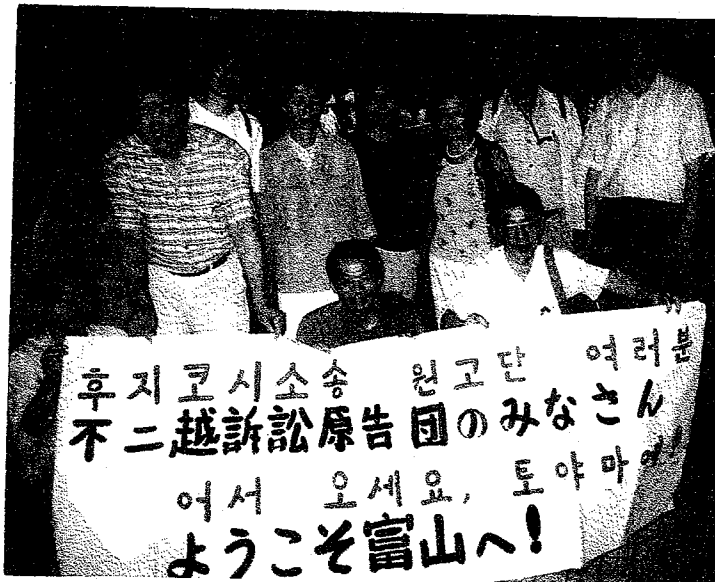
花房恵美子

七月二八日富山地裁で第二次不二越訴訟の第四回口頭弁論が開かれました。

それに先立って、五月二七日韓国で原告たちをはじめ各遺族会三十数名で三星電子本社行動が取り組まれました。その結果、六月十一日三星電子から常務と部長が不二越富山本社を訪問して、「遺族会との懸案事項を円滑に解決されない場合、今後三星とのビジネスの継続は難しい」と通告し、それに対して不二越の副社長は「最善を尽くして円満に解決するよう努力する」と答えました。七月十三日原告団の五人が韓国か

ら来日して不二越本社行動を行いました。しかし、社内には入れたものの、回答は拒否されました。今後、不二越が和解に応じることがどうかは予断を許さないところです。

七月二六日お昼、小松空港に到着予定の成Sさんと羅Hさんを迎えるために、福岡から小松に着いてくつろいでいた私たち（福岡、花房俊雄、恵美子）にソウルの姜済淑さんから「ハルモニたちのビザが切れていて飛行機に乗れなかった」と言う電話が入り、真っ青になりました。その間の



7月27日富山駅

どたばたは割愛して、ともかくいろんな方が動いてくれて、明朝にビザを取得し、広島空港（この日は小松へも富山へも飛んでいない）で塚本さんに迎えてもらい、JRで富山へ。途中事故があったりして到着は夜中の十二時近くになり、原告ハルモニたちはフラフラでした。

翌日の裁判で成Sさんは長く辛い人生を振り返り、思いを込めて意見陳述されました（五頁に掲載）。島田、浮田、奥村、菊各弁護士は原告に寄り添った心のこもった弁論が展開され、勇気づけられました。傍聴席は満席で名古屋から五人、福岡から二七日に合流した安倍さんも含め四人、広島からは当日駆けつけた藤田さんと前日大活躍の塚本さんの二人が参加しました。

翌二九日朝、原告たちと不二越本社に行き、原告二人と通訳の福留さんと北陸連絡会の中川さんだけが社内へ入れて、総務課長と面談しましたが、原告の言うことは聞くだけという態度であったそうです。

その日は広島県の県北・三次で交流会、三十日は広島で証言集会（裁判で陳述できなかった羅Hさんがはじめて時間をかけて証言されました）、三十一日福岡で交流会をし、八月一日帰国されました。さぞかしお疲れ

だろうと思っていたら、すぐに無事着いたと電話があり、しばらくして「いつまた日本に行くか？」という電話がありました。彼女たちの裁判と解決への期待の大きさが伝わってきます。

中国人強制連行西松裁判の広島高裁での勝利判決（七頁に掲載）の影響は大きく、裁判支援者は「支えねばならない」裁判から、勝てる可能性のある裁判へと認識が変わっていて、活気に満ちていました。

第二次不二越訴訟は北陸連絡会と弁護士の方々の頑張りで、支援の輪が広がり、いい裁判になってきています。

次回は十二月一日です。ご支援をよろしくお願いいたします。

女子勤労挺身隊訴訟の経過と現状

最近「なぜ福岡や広島の人たちが、富山の裁判を支援するのか？」と聞かれる事が何度かありました。関釜裁判を支援する会も発足以来十二年近くになり、新しい会員の方たちも増え、流れをつかめていない方たちもおられると思います、おさらいの意味で振り返ってみます。

関釜裁判は挺身隊問題対策釜山協議会の金文淑（キム・ムンスク）会長の呼びかけ

に応え、被害を申告した女性の中の四人が原告となり、九二年十二月二五日に山口地裁下関支部に提訴しました。原告たちの住んでいる釜山と裁判所のある下関を結ぶ関釜フェリーの名をとり、「関釜裁判」と呼んでいます。

原告は河順女（ハ・スンニョ）さん（二〇〇〇年に八二才で亡くなる。日本軍「慰安婦」被害者、被害地上海）、朴頭理（パク・トウリ）さん（ナムムの家に住む。日本軍「慰安婦」被害者、被害地台湾）、柳丁（ユウ・ト）さん（女子勤労挺身隊、富山の飛行機部品をつくる軍需工場・不二越で重労働させられる）、朴SO（パク・SO）さん（柳さんと同じ不二越）。

その後二次、三次と追加提訴があり、原告は十人になりました。

追加提訴した方は、朴SU（パク・SU）

）さん（柳さん朴さんと同じ不二越）、

鄭水蓮（チョン・スリョン）さん（二〇〇

二年に七〇才で亡くなる。女子勤労挺身隊。

沼津の東京麻糸工場で働かされる）、姜YO

（カン・YO）さん（鄭さんと同じ被害

害）、李YO（イ・YO）さん（鄭さん、

姜サンと同じ被害）、梁錦徳（ヤン・クンドク）さん（女子勤労挺身隊、名古屋三菱飛

行機工場)、李順徳(イ・セントク)さん(日本軍「慰安婦」被害者、被害地上海)の六人です。梁錦徳さんと李順徳さんは光州遺族会に属していて、他の人は釜山とその近郊にお住まいです(後で朴SOさんは息子さんの転勤でソウルに、朴頭理さんはナムの家に引っ越されました)。

「挺身隊」被害者の名乗り出を促した時に、「慰安婦」被害者と勤労挺身隊被害者とともに名乗り出たことにこの問題の深刻さがありました。呼びかけた支援者たちは勤労挺身隊被害を想定しておらず、「挺身隊」
|| 「慰安婦」の認識のもとに呼びかけたのです。その韓国社会での認識の混乱が勤労挺身隊被害者を長く苦しめ、沈黙させ、韓国社会に被害事実を知らせることができませんでした。名乗り出ても日本軍「慰安婦」被害者の名乗り出の衝撃性のなかで、韓国のマスコミはあえて勤労挺身隊被害を無視し、多くの勤労挺身隊被害者は二次被害を恐れ再びの沈黙を余儀なくされました。そのなかで、女子勤労挺身隊に「志願」させられた事により人生を奪われたと強く感じ、自身の間人としての尊厳を取り戻すために裁判に打って出た方々、それが関釜裁判の原告七人であり、先に富山地裁に提

訴された不二越企業裁判の原告二人であり、後で提訴される沼津の東京麻糸工場の二人(九七年静岡地裁提訴、二〇〇三年最高裁棄却)、三菱飛行機工場に連行され名古屋地裁で闘っている六人(関釜裁判の原告梁錦徳さんも合流、九九年提訴、今年十月七日結審)です。そして昨年四月に提訴した不二越第二次訴訟の原告二十二二人(関釜裁判の原告三人合流)です。

関釜裁判は九八年に一審下関で「慰安婦」原告に戦後補償裁判初の勝利判決(立法不作為による国家賠償を命ずる。詳しくは<http://www.hg.dion.ne.jp/~kanpu>)ができましたが、勤労挺身隊原告の主張は棄却されました。支援する私たちは一部勝利を、勤



10月7日 裁判前集会以て(名古屋) (名古屋三菱飛行機工場)

労挺身隊原告の被害事実の重さに寄り添っていないかたのではないかという自責の念とともに戸惑いつつ受け止めました。広島高裁では、関釜裁判を支援する会は広島で結成された三つの関釜裁判を支える連絡会(広島・福山・県北)とともに、韓国の市民団体の協力と全国の戦後補償を求める人々に支えられ、「下関判決の精神を生かし、その限界を乗り越える」ため、文字ど

うり「必死」の裁判闘争を展開しました。原告団と弁護団の頑張りと言うまでもありません。しかしながら、二〇〇一年広島高裁で無念にも「慰安婦」原告は逆転敗訴となり、挺身隊原告は全面棄却されました。

関釜裁判に先行して富山地裁で不二越を相手に裁判が始まりました。二〇〇〇年に最高裁和解が実現し、不二越訴訟の原告三人(元徴用工一人を含む)とアメリカ裁判の原告予定四人と原告たちの所属する太平洋戦争韓国人犠牲者遺族会(本部・春川)に解決金が支払われました。

富山市にある不二越には戦争末期、植民地朝鮮の女子勤労挺身隊千八十九名、男子徴用工五百三十五名が強制労働させられていました。和解当事者になることができなかった関釜裁判の原告三人も含めた不二越

の強制労働被害者たちが、一括解決を求めて株主総会への出席をも含め企業交渉を進めてきました。しかしながらかつての従業員である被害者たちの会社訪問にも堅く門を閉ざし、交渉を拒否する不二越に対し、二〇〇三年四月に国と企業を相手とする第二次不二越裁判が始まりました。

この間、和解し一旦収束した富山の戦後補償支援市民運動を立てなおすために多くのエネルギーと少なくない時間が費やされました。第二次訴訟にもつていくまでの北陸連絡会の方たちのご苦勞は並大抵のことではなかったと推察されます。関釜裁判を支援する会も、光州遺族会に所属する三人の被害者（金丁さん、羅Hさん、成Sさん）を「預かり」、北陸の方たちと力を合わせて第二次不二越闘争をスタートさせるために力を尽くしました。

裁判は島田広弁護士を中心に大弁護士団が形成され熱気ある弁論が展開されています。支援する北陸連絡会も裾野が広がり、多様な個性の支援者の厚みを感じさせます。その間、梁錦徳さんは名古屋の裁判に合流し、持ち前の元氣さで裁判の「顔」になっておられます。

二〇〇三年に関釜裁判も沼津東京麻糸訴

訟も最高裁で棄却されました。東京麻糸は「帝人」に吸収合併されていて、なくなっています。その帝人から申告した生存する被害者に対して各二〇万円の見舞金が支払われました。姜Y〇さん、李Y〇さんは大変悔しい思いをしていますが、受け取り、企業裁判を断念しました。

名古屋三菱訴訟結審を傍聴して

厳しい夏がやっと終わった十月七日、名古屋三菱訴訟の結審でした。原告全員と光州遺族会会長の李金珠（イ・クムジュ）さんが名古屋に来られるとのことで、会いたい一心で傍聴のためはじめて名古屋に行きました。十五人の弁護士が座る弁護士団の最終弁論の迫力には度肝を抜かされました。次々と立って、法律論だけでなく、原告たちの被害の深刻さをご自分の言葉で訴えておられました。

庄巻はやはり梁錦徳さんの最終意見陳述でした（関釜裁判の原告たちが、リラックとした時、台所の隅などで自嘲気味に語る言葉が「何故！行ったかねー」です）。梁さんはその「挺身隊」に「志願」した時の様子を目に見えるように具体的に冷静に陳述しました。彼女の祖国が日本の植民地にさ

れていて、彼女が皇民化教育の優等生だったからこそ「志願」したのだということと自分の言葉で語られました。

・彼女は最後に裁判長に向かって土下座をしました。「これ以上は待てない」「勝たせてほしい」との切実な気持ちと、裏切られてきたはずなのに、日本の「法の番人」たちを信じたいとの思いが伝わります。私は心の中で「梁さん！そんなことはしないで！貴方は勝っている！」と叫んでいました。「下関と広島の二度の敗訴を乗り越えて、貴方は自分の被害の原点を見据えた。貴方は勝った！」と私は叫びたかった。

裁判を傍聴し、報告集会に参加して、つくづく考えさせられたことは、優秀で従順で向上心が強いからこそ、挺身隊に志願し、帰国後、韓国社会の酷い「挺身隊」差別の中で自尊心を打ち砕かれ、自らの中で「慰安婦」差別を増幅させてきた被害者が多かったのではないかということでした。

企業と国に被害事実の重さを認めさせ、謝罪させ賠償させて勤労挺身隊被害者の名誉を回復することは、自らの差別意識からも解放されていく第一歩なのだと感じました（判決は来年二月二十四日です。この結果は即不二越裁判に影響することでしょう）。

成 S (ソン・S) さん

意見陳述

(二〇〇四年七月二十八日富山地方裁判所)



この裁判で、被告らは時効を理由に責任を否定しているそうですが、私は、なぜ今日まで裁判に訴える事ができなかったのかについて意見を述べたいと思います。裁判官には心の耳を傾けて聞いていただきたいと思ひます。

私は一九三〇年五月十五日に生まれ、現在七十四歳です。一九四五年一月ごろ、十四歳のときに、日本人教師に勧誘されて、不二越へ来る事になりました。不二越では、貧しい食事しか与えられず、大人がするきつい旋盤の仕事させられました。日本人の班長が殴ったり、けつたりしてノルマを

達成するように強要されました。

そのために、二ヶ月ほどで疫病にかかり、仕事中に工場で倒れて、一ヶ月ほど入院しました。高熱が何日間も続き、髪の毛が全部抜けてしまい、このまま家族に会えないで、死んでしまうのではないかと、毎日毎日泣いていました。

日本が戦争に負けて、十月になってようやく博多港を経由して韓国に帰ることができました。「進駐軍が写したフクオカ戦後写真集」の中の「帰国を喜ぶ少女達」の中に、不二越から帰るみんなと一緒に私も写っています。

私も、私以外の挺身隊参加者も、不二越に行っていたことについて、他人には話をしませんでした。「幼い時に日本に行った」と言うと、韓国では、誰もがみんな「慰安婦」と考えるからです。それで、決してだれにも話しませんでした。ましてや衆目の中で、裁判に訴えるなど到底できないことでした。しかし不二越で生活したことは、いつも私の頭の中に残っています。私は心臓がよくありません。不二越で受けた空襲のことをたびたび思い出しますが、そんな時は、心臓がドキドキして眠れなくなります。大

きな音がすると、動悸がするため、子どもたちには大きな音を出さないようにと言ってきました。

私たちは不二越に強制連行され、強制労働させられながら、給料も支払われず、何の補償も受けず、慰めの言葉一つ聞けず、空襲で受けた恐怖と精神的な傷によって、今でも健康が侵された状態で、苦しみが続いています。

私が死ぬまでにこの被害を解決し、名誉を回復したいのです。私が死ぬその日までに、この問題を解決できなければ、私の恨(ハン)は解けないでしょう。

私は不二越から帰った後、二年ほどして結婚しました。私は女子勤労挺身隊として不二越に行っていた事を恥ずかしい事だとは思っていなかったため、結婚当初から日本に行っていたことを夫に話しました。その後、夫はラジオを聞いて、「おまえも慰安婦だったのだろう。汚い慰安婦とは暮らせない」と言い、私に暴力を振るうようになりました。そして長い別居の後、私が四十四歳の時に四人の子を残して夫は亡くなってしまいました。

その後は、あらゆる苦勞をしながら、四

人の子どもに教育を受けさせ、結婚までさせましたが、子どもたちも私の事を「慰安婦だったのではないか」と誤解し、恥ずかしく思い、往來をしませんでした。私は孤独な生活を強いられ、心臓病に苦しんでいるうちに健康が非常に悪化し、十年前からどんな仕事もできなくなりました。

私は、幼い歳で何も知らないまま、日本の為と言われるとおりにやっただけですが、そのきつい苦勞の対価として、今までの人生で夫と子どもたちに無視され、「慰安婦だった」というくびきを掛けられ、一生を涙で生きなければなりませんでした。私は、子どもたちだけでなく、このくびきを解き放たれた姿を残して逝きたい心情です。

私の無念さと恨（ハン）が解けなければ、死んでも靈魂が泣きながらさまようことでしょう。どうか、この恨（ハン）多き老女の状況をお察しいたいて、残りわずかな余生ですが、平安に暮らすことができるようにしていただけることを、切にお願い申し上げます。

最後に、今年の三月には、韓国の国会で、「日帝強占下強制動員被害真相糾明法」が成立しました。日本による植民地支配と侵

略の実態を明らかにする事は韓国国民の総意であり、私の気持ちでもあります。

このように韓国において、ようやく日帝の戦争責任を追究できるようになったにもかかわらず、日本の裁判所では時効によって、私達の権利が消滅したという判決が続いています。到底納得できません。

また、不二越が強制連行・強制労働について謝罪もしないで、韓国企業三星電子と取り引きしていましたが、不二越が戦犯企業であることを知った後、六月十一日、三星電子のキム常務が不二越富山本社を訪問して、明石副社長らと会談しました。

その会談の中で、不二越が「懸案問題について、最善を尽くして円満な解決に努力する」と答えた。三星電子から聞きま

した。その知らせを受けて、七月十三日、原告団の代表が不二越富山本社を訪問して、誠実な回答を求めましたが、不二越は「原告とは話しをしない」という態度に終始し、「円満な解決に努力する」という姿勢に程遠いものでした。

この場で改めて、不二越は三星電子への回答を踏まえて、強制連行被害者に誠実な対応をされますよう訴えます。

12月4日（土）全国同時証言集会

「消せない記憶」—日本軍「慰安婦」被害女性を招いて—

お招きする方はナヌムの家にお住まいの 姜日出（カン・イルチュル）ハルモニ
支援者の姜済淑（カン・ジェスク）さん

■日時／2004年12月4日（土）開会14:00（開場13:30）

■会場／西南学院大学（2号館402教室） 福岡市早良区西新6-2-92

地下鉄「西新駅」下車 徒歩5分 西鉄バス「修猷館前」バス停下車

■料金／無料（会場でカンパ予定）

■主催 12・4全国同時証言集会・福岡実行委員会（代表：武石千慧 西南大生）

■後援 西南学院大学宗教部

早よつろう！「慰安婦」問題解決法ネット・ふくおか

戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会

「従軍慰安婦」問題と取り組む九州キリスト者の会

「戦争と女性への暴力」ネットワークふくおか

西松裁判、広島高裁で「時効の壁」を突破

藤田昌利

(中国人強制連行・西松建設裁判を支援する会)

報道などでご存知のように、中国人強制連行西松建設裁判は七月九日、広島高等裁判所において全面勝訴しました。高裁での主な争点は、不法行為責任、安全配慮義務違反の時効の壁を突破できるかどうかでした。判決は、損害賠償請求権を法律上消滅したとしましたが、時効をみとめることは権利の濫用になるとしました。

判決要旨を引用しますと、本件強制連行及び強制労働はそれ自体著しい人権侵害であり、本件被害者らは、重大な被害を受けたが、帰国後も、強制労働時の事故による後遺症や疾病などに悩まされ、仕事にもつげず経済的困窮を強いられ、また日本へ行ったというこ

とだけで反日感情の強い中国国内で迫害されるなど長期間にわたりさまざまな苦痛を強いられてきた。これらの事情に加え、情報収集の困難さから、権利行使は事実上著しく困難な状況であったもので、本件被害者らは権利の上に眠ってきた者とは言えない。一方、被控訴人は、強制連行・強制労働に関する資

料に虚偽の事実を記載し、広島県による調査の際も十分な調査をしないなど、控訴人らの情報不足の一因を作っており、反証の困難さも甘受すべきである。また、被控訴人は、控訴人らとの補償交渉において、態度を明確にしないまま交渉を続け、結果的に控訴人らの本件控訴提起を遅らせるなどその姿勢は必ずしも誠実とは言えないものであった。「本件のこのような諸事情にかんがみ、被控訴人に損害賠償義務を免れさせることは著しく正義に反し、条理に悖るといふべきであり、被控訴人の時効の援用は、権利の濫用に当たり許されないものといわなければならない。」

判決までの道をふりかえってみますと、九二年に生存者を知り、九三年から謝罪と補償、記念館の建設等を求めて西松と交渉しましたが決裂、九八年一月十六日広島地方裁判所に提訴しました。私たちが裁判でめざしたものはなによりもまず事実認定を勝ち取る、そして不法行為の認定を勝ち取る、さらにこれらを通して何とか時効の壁を突破するということでした。

四年間十七回の口頭弁論で五人の原告らの証言による被害事実の提出、それを証明する日本人、中国人二名の証言、三名の学者証言などを行いました。その結果、時効により

敗訴とはなりましたが、地裁は詳細な強制連行、強制労働の事実、不法行為責任の認定をしました。安全配慮義務違反の発生も認められました。

新美弁護士を代理人に迎え、二〇〇二年七月控訴、控訴理由書には時効に関して可能な限りの資料、分析をそろえて提出しました。

一方、時効の壁の問題、そして全体の三六〇人の解決はかるという意味で和解の道も模索しました。それが、裁判所の職権和解勧告となりましたが決裂、〇四年三月結審、七月の判決となりました。

私の感想では、時効の壁はとても厚く、勝てるとはなかなか思えませんでした。光明が見えてきたのは進行協議、和解勧告の過程で弁護士働きかけによって、裁判長にこの問題解決の熱意が見えてきたと伝え聞いたときです。そして、新潟地裁判決など、実際に時効の壁をうちやぶってきたという全国の運動の進展に助けられたとおもいます。今後は、最高裁での最終的な勝利、そして原告だけでなく三六〇人全体の解決をめざしていきます。

不二越裁判も、西松裁判の勝利判決をステップに「不二越第二訴訟」勝利に向けてとも頑張りていきたいと思います。

ロラたちのお話を聞いて

安倍妙子

ロラ・ナルシサ・クラベリアさんのお話は、冒頭から、ハンカチ無しには聞けないお話でした。

うす緑色の綺麗な、オーガンジーのパフスリーブのブラウスを身につけたクラベリアさんは、童女のような可愛らしい笑顔で、私たちに挨拶をしてくださいました。

タガログ語ですから、通訳の時間がくるまで、私達にはお話の内容が分かりません。次にクラベリアさんはしくしく泣きながらお話をしてくれます、そのしくしくがやがて号泣に代わるのに時間はかかりませんでした。やがて通訳により日本語に変換されて、そのお話の凄まじさに驚かされました。母親が犯され、父親が殺されていくのを目の前にしながら、それを止める事も出来ずに、親の、兄弟達の叫び声を聴きながら、じつと耐えなければならぬなんて・・・こんなひどい事があるでしょうか

そして、これをやったのは私たちの親の世代です。フィリピンに上陸した日本兵達は、男と見るとゲリラとみなし殺害、女と見ると性の道具にして強姦、輪姦していく・・・

わずか十五歳で日本兵の性の奴隷にされ

たロラ・ピラール・フリアスさんは、昼間はいつも日本兵達の身の回りの世話をさせられ、移動中は腰紐で後ろ手に縛られ、兵隊達は軍靴で野山を歩くのに彼女達ははだしで「でこぼこ」のけわしい道のりを歩かされ、血豆が吹き皮がむけ肉汁が出て歩き止める事を許されず、膝で歩いて足の痛みを堪えたり・・・

夜は床に毛布も敷いて貰えずに、コンクリートの上に筵を敷かされた上で次々と日本兵達に輪姦されていく・・・わずか十五歳です。ここに書き記していただくだけでも涙が溢れ出て止まりません。

私たちが十五歳の頃はどんなだったでしょうか。お友達と学校で部活がどうだ、映画がどうだといながら育ったあの十五歳の時に、戦時下のフィリピンの彼女達は、童女の笑顔も奪われ、女性としての尊厳も奪われ、親や兄弟達も奪われてしまったのです。

痛いと言いつ時に親も無く、辛いと言いつ時に親も無く、全ての幸せな時間を奪い取られて、その上に戦後の彼女等の何の謝罪も補償も無く、被害者認定すら最高裁で上告を棄却され、この先彼女達に何を求めて生きていけといえるのでしょうか。

忘れてはいけません、これをやったのは私たちの親の世代なのです。被害者も加害者もまだ生きています。勿論、彼女達は同情を乞いに日本に来たものではありません。せめて被害認定が出来るよ

うに、そして彼女達の苦しみもつと多くの意識ある日本人達にわかってもらえらるるよう、老いた身体を引きずり、さすりながらやってきているのです。集められた国民基金は彼女達の尊厳を快復させられるものではありません。

あなただつてきつとそうではありませんか？ あなたに罪を犯した人が謝罪せずに、その近所に住んでいる人たちから「辛いだろうけどこのお金で我慢して、あなたは大変な事に遇つたのよね」と言われてそのお金を貰つて、その犯罪者を許す事が出来ますか？補償や賠償は犯した人自らが謝罪の言葉と共にすべきです。こんな簡単な原理がわからずに知らないふりをしてる政治家達は大バカモノです。今後は心ある議員達に戦後補償の法の認定化を求めて積極的にロビー活動をしていく必要があります。

世の中は、国民一人一人の意識の高まりと行動力で変わります。変わらないでいるのは知ろうとする人たちが少ないから。でも、心をこめて伝えることは出来る。ロラたちが少しでも心安らぐ日々を送ることが出来るように、そして、その心安らぐ日々が永遠に続く日常がくるように、私たちは急ぎましょう。私もそのために、私の隣に来る人にこのお話を伝えていきます。

ナルシサ・クラブリアさん (七十四才)

の証言

(被害場所 自宅・駐屯地
ルソン島西北部アブラ州)



6月15日 左 ナルシサさん 右 ビラリアさん
(福岡空港にて)

村に日本兵がやってきたのは一九四三年
でした。二人の指揮官はすぐに村長を探し
(それは私の父でした)、兵士達は全ての
家を調べ、近くの家に何故誰もいないのか
と尋ねました。父は、私たちの村では隣同
士とても離れているので、知ることは難し
いと答えました。

彼らは、父に子どもが何人いるか尋ね、
父は、八人いると答えました(女の子五人、
男の子三人)。わたしたちは、当時首都マ
ニラに住んでいたエステラを除き、全員い
ました。しかし日本兵達は父を嘘つき呼ば
わりし、家の柱にロープで縛り付けました。
それから母を捕まえ部屋に連れてきました。
母は日本兵達にひどいことをしないでくれ
と懇願しましたが、彼らは、母をレイプし
ました。

母がレイプされるのを見て、私の弟と妹
は、木の板をとって日本兵を打とうとした
のですが、弟たちはとても小さく、日本兵
にはかないませんでした。八才の妹は捕ま
えられ、空中に放り上げられて落ちてきた
ところを銃剣で突き刺されました。弟は水
瓶の置いてある家の台所に連れていかれ、
そこで殺されました。そして、私は家の外
から父の叫び声を聞きました。私たちは、
日本兵が父の皮膚を、喉から性器の所まで、
まるで豚を屠殺するようにゆっくりと剥い
でいるのを見ました。私は、日本兵にこの
ようにされて死んでいくのを見たのです。
私も、抵抗しようと思いました。日本兵
は私を乱暴に突き飛ばしました。地面に倒
れたとき、胸をねじ上げられ腕の骨が折れ

てしまいました。それから姉のエメテリア
と私は家から一〜二kmぐらい離れた市の
建物に連れて行かれました。日本兵たちは、
村中の女性を集めました。また、奴隷や人
夫として使うため丈夫な男性達も集めてい
ました。駐屯地にはたくさん日本兵がい
ました。

市の建物に着いたとき、腕があまりに痛
く私は泣いていました。私は熱もでていま
したが、二週間後、回復しました。兵士が、
私をいやな目つきで見ました。通訳の一人
が、私がとても臭いので風呂に入るように
云いました。その晩、彼は私をレイプした
のです。次の朝、彼らは私を再び駐屯地に
連れていき、他に五人ぐらいの女性がいる
部屋に入れました。駐屯地には四つの大き
な部屋がありました。私たちは何枚かの毛
布とわずかな服だけでコンクリートの床の
上に寝ました。日本兵は他の兵士達の目の
前で私たちをレイプしました。私は、彼ら
を心底卑劣だと思いました。

私たちはそこに三ヶ月間いました。日本
兵達はほとんど毎晩私たちをレイプし、時
には昼間もレイプしました。私は何人の兵
士がこのようなことをしたか数えることは
できません。昼間は私たちは料理を作り、

兵士達の服の洗濯、水汲みをしました。一人の女性が駐屯地から逃げ出すのに成功しました。それ以来、兵達はもつと私たちに厳しくなり兵士達は正午の灼熱の中でさえ私たちと一緒に歩かせたのです。私たちは裸足で野原や川の中を歩かせられました。私たちの足はひび割れ、歩きすぎて足にできたまめが痛み、とても苦しみました。兵士達は川を渡るときはいつも人夫に背負われ、彼らの靴が少しでも水につくと人夫たちを殴っていました。

私と姉は、アメリカが駐屯地を爆撃し始めたときに逃げるのができました。最後に私たちは膝をついて歩きました。私たちが村に帰り着くと、私たちが連れて行かれた日両親、兄弟姉妹も家と一緒に焼かれた事を知らされました。それから、私たちは、兄弟二人に再会しました。兄弟は、日本人の為に重い荷物を運ぶ人夫として働かされた事を話してくれ、ほとんど肩を壊していました。

姉のエメテリアはひどい体験のために頭がおかしくなりました。

私自身もショックで正気を失った時期を過ごしました。

(アメリカ裁判原告・証言より要約)

強制連行全国交流集會に参加して

福留 範昭

北海道で二〇〇四年一〇月九日から一日にかけて、「朝鮮人・中国人強制連行強制労働を考える全国交流集會」が開催された。交流集會の概要

一〇月九日には、札幌で全体集會が開かれた。集會には、約一七〇名が参加し、洪祥進氏・有光健氏・川村一之氏・崔鳳泰氏ら七名が提言を發した。また、各地の参加者から報告がなされた。

韓国から参加した崔鳳泰氏は、「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」制定の意義について語った。真相糾明法が被害者たちの血のにじむような運動の成果として結実したこと、その成果の背景には、韓国社会の民主化と支配権力の移動があったことを力説した。

翌一〇日には、札幌・空知地区の北大アイヌ納骨堂・対雁のアイヌ碑・劉連仁碑・樺戸集治監跡・美唄炭鉱跡・鷹泊の墓標のフィールドワーク、そして一一日には、朱鞠内

での雨竜ダムと慰霊碑の見学、遺骨発掘現

場での追悼行事、総括集會等が行われた。

北海道開拓と強制連行そして民衆史

明治以降の北海道の開拓は、主に移民と屯田兵によって行われてきた。しかし一方で、強制移住されたアイヌが農地開拓に従事させられ、北海道各地に設けられた集治監(監獄)の囚人、タコ部屋労働者、そして戦中の朝鮮人・中国人の強制連行者が、道路・鉄道等の工事現場や鉱山で労働を強いられたという歴史がある。

強制連行され労働に従事した朝鮮人や中国人は全国で約七〇〜八〇万人とされるが、北海道には朝鮮人約一五万人、中国人約一万五千人が動員されたという。交流集會実行委員会が提示した資料によると、北海道において朝鮮人労働者が働いた事業場は二一四箇所にあつた。フィールドワークで案内を受けた美唄三菱炭鉱跡、朱鞠内の王子製紙雨竜ダム工事現場跡も、強制労働力が投入された事業場であつた。

これらを含め、二日にわたるフィールドワークで、参加者四〇名は九箇所の現場を見学した。このフィールドワークに参加して驚かされたのは、各所で長年にわたり市

民運動によって歴史の掘り起こしがなされておき、克明な現場に関する説明が行われたことであった。その背景を尋ねると、明治期の自由民権運動の流れを汲む市民運動が盛んであることが関係しているとの答えがあった。

自由民権運動家の多くが移住あるいは潜伏したこともあり、北海道ではその開拓を巡り自由民権運動が盛んであった。また、各地に設けられた集治監に受刑者として自由民権運動家が送られた。

北海道におけるこういった市民運動の主要な活動に、民衆史の掘り起こしがあるという。そして、民衆史の一環として強制連行の調査や資料収集がなされているのだ。

フィールドワークは強行軍であったが、どこでも貴重な体験と学習をし、濃密な時間を過ごすことができた。したがって、全てを報告したいが、紙幅の関係から朱鞠内の雨竜ダムに絞って報告する。

フィールドワーク(朱鞠内の雨竜ダム)

朱鞠内の雨竜ダム湖の湖畔には、日本最低温度の記録マイナス四一・二度の表示版がある。この極寒の地は、かつては原生林であった。

大正の末期、北海道では札幌を中心に人

口が増加し、電力消費量が増加していた。政府は電力確保のためのダムの建設現場を朱鞠内の原生林に内定した。ダム建設は王子製紙に持ち込まれた。当時電力事業も行っていた王子製紙は、電力とパルプの原料を同時に手に入れることのできるこのダムの建設に乗り出した。

一九三七年に始まった工事は、一九四三年に完成する。ダム建設には、最大時で七千人、延べ六百万人が従事したという。その主要な労働力は、タコ部屋労働者だった。「タコ部屋」は北海道で特殊に発達したもので、前借金を口実にした「周旋」という名の誘拐や暴力によって、労働者を飯場に拘禁し労働させる土建業における前近代的制度である。そして、一九三九年から、「募集」という名目で始まった強制連行によって、朝鮮人が朱鞠内のダムの工事に動員される。動員された朝鮮人労働者の数は、三千人を超えると思われる。

一九七六年、雨竜ダムの近くにある光頭寺でダム工事の犠牲者の位牌が発見された。この位牌を発見した殿平善彦氏を代表とする空知民衆史講座の会員たちは、工事の実態を明らかにする調査を行うとともに、埋火葬認許証と過去帳によって犠牲者の名簿

を作成した。

これまで明らかになっている犠牲者は、合わせて二〇四人である。そのうち、日本人(主にタコ部屋労働者)は一六八人で、朝鮮人は三六人となっている。日本人の場合はその本籍が三五の都道府県にまたがっており、朝鮮人の場合は朝鮮南部の農村地帯の出身者が多いという。



追悼行事

遺骨の発掘と日韓交流

我々は、ダム工事跡を見学した後、遺骨が埋葬されている共同墓地で犠牲者の追悼行事を行った。共同墓地内に作られた墓は、土饅頭型の韓国式のものだった。雨の降る中行われた慰霊の儀式は、フィールドワークに参加され各地で説明を下さったアイヌの小川隆吉氏とその友人によって進められたアイヌ式の儀礼イチャルパであった。

この墓に祀られているのは、空知民衆史講座の会員と地元の人たちによって発掘された犠牲者である。一九八〇年から八三年にかけて四回の発掘作業で一六体が発見された。これらの遺骨は、現在空知民衆史講座の所有となっている旧光顕寺に安置されている。また民衆史講座では、発掘作業を始める前に、埋火葬認許証の記載を手がかりに、韓国の遺族探しに着手して多くの遺族をつきとめている。

その後、遺骨発掘は日韓の青年たちの手で続けられた。一九九七年七月・八月、殿平氏と交流のある韓国青年の橋渡しで、日韓共同のワークショップが十日にわたり朱鞠内の地で行われた。参加者は、韓国からの五〇名、在日韓国・朝鮮人一二名、日本人学生三六人を含む二二一名であった。

ワークショップの主要な内容が、遺骨の発掘であった。日韓の若者たちは、早朝から発掘作業に取り組み、夜は遅くまで在日の青年の通訳を通して議論に没頭したという。そして、大型ビニールハウスを住居にしたワークショップの間、日韓の青年たちの間で多くのトラブルやけんかがあったという。

この発掘作業によって、遺骨四体が発掘される。遺骨を発掘できた達成感と十日間の発掘や議論を通じた交流で、日韓の青年たちに強い絆が生じた。そして、日韓共同ワークショップは若者たちの手で、引き続き毎年夏と冬に二回、朱鞠内・ソウル・済州島・大阪等の地で開催されている。

このワークショップは「東アジア共同ワークショップ」と改称し、韓国人や在日だけでなく、アイヌの青年や中国人・モンゴル人留学生も参加するようになっていた。二〇〇一年に朱鞠内でおこなわれたワークショップの発掘は、韓国から考古学者のチームが参加し、科学的な発掘調査を行い二体の遺骨を発見している。

終りに

交流集会に参加した後、私は飛行機のチ

ケットの都合で、一二日の昼まで札幌に滞在した。この日の午前中に、交流集会実行委員会の事務局を務められた堀口晃・小林久公両氏の案内で、札幌市にある北海道電力藻岩発電所の工事現場跡と犠牲者の碑を見学させていただいた。参加者は群馬県からこられた石塚久則氏と私の二人という贅沢なフィールドワークだった。

今回の交流集会に参加して、多くのことを学んだ。北海道は、戦後補償問題に関わる市民運動の一つのモデルケースを提示してくれている。

北海道では、強制連行・強制労働の調査が、「民衆史講座」や「郷土を掘る会」などの市民運動によって広くそして深く行われていた。そして、それは日本における過去の発掘に留まらず、朱鞠内の例に見られるように青年たちの手によって東アジアの未来に結びつく形に拡がりを見せていた。



H. H. さん (7月おじ)

封印された過去

日本人慰安婦（第三編）

平尾 弘子

その後、私は、同じ地区に住む七十三歳の女性から戦時中から戦後にかけての話を聞く機会を得た。

この女性の記憶では、同じ部落から上の世代の女性（この女性は終戦時、十四・十五歳）が何名も戦時中、看護婦として外地に行っていた。区画整理前に住んでいた家の隣人の女性も戦時中、満州に行き、満州の看護学校を出たと言っていたが、看護婦の免許証を見た者もおらず、慰安婦ではなかったかと陰で噂をたてられていたという。聞き取りをした女性本人も人を介して「兵隊さんの包帯や下着を洗う仕事」を紹介されたが、親も幼い子どもを外地になど行かせたくない、本人も看護婦の仕事を好まないということなどで断った経緯があったようだ。当時、この女性は小学校を卒業したかしないか位の年齢であり、もちろん看護婦の資格など持っていないかった。

更に戦後二・三年の段階で、復員兵の口から帰還した女性が看護婦ではなく慰安婦であったという風評が、陰ながら地域に広

まっていたという。この女性は、口さがない年長の人が、

「なんが、看護婦か。慰安婦で行ったとたい。」と剥き出しの表現で語っていたことを記憶していた。

狭い地区である。同じ部落に戻っていた「まさこさん」や「はるこさん」の戦後の道程も決して穏やかなものとは言えなかったのかもしれない。まるでその非が自分にあるように蔑みの視線を投げられる不条理に對して対峙する言葉も持ち合わせておらず、虚勢と沈黙を守って彼女たちは、戦後を生き抜いた。

民族、国家、戦争、性、部落差別：あらゆる問題が交叉する断層に身を置いたため、彼女たちの被害は、捨て置かれた。

しかし、戦前の被差別部落の閉塞した空間の中で、苛酷な差別と貧困に曝され、充分な教育を受ける機会も与えられないまま幼くして日本軍の性奴隷とされた彼女たちが、戦争体制の犠牲者であることは明確だ。彼女たちの存在を、懊悩を、これ以上、黙殺してはならない。

沈黙を続ける日本人慰安婦たちは、この社会の中で自らが忌み、避けられる存在。「忌避」の存在であることを本能的に感

じとっていた。なぜなら日本人慰安婦の問題は、アジアへの植民地支配の贖罪に留まらず、連綿と現在にまで引き続くこの国の日常の領域にまで問題の根幹が横たわっているからだ。

自己抑制を暗黙の内に強いる共同体への同調が無意識に機能し、パブリックな空間での戦時中の話と言え、一般的な国民の窮乏生活や苦勞話に終始する。日本人慰安婦、そして大多数の元皇軍兵士たちですら戦後の日常空間を凌駕し、自らの心身を苛む諸刃の剣ともなりかねない個々の記憶を、内奥に封印することで、戦後の生を辛うじて生き抜いた。しかし、封じ込められた記憶は、長い年月の間に色褪せるところか、深い澱となつて人の心に沈殿していくものではないか。

日本人慰安婦の問題を問うことは、日本の帝国主義、植民地支配や戦争の禍根を問うに留まらず、何故、彼女たちの存在が戦後六十年もの間、事実上、黙殺されてきたのか、ますます肥大の一途を辿りつつあるこの国の複合した病巣の根幹を問うことになる。（全編が『部落解放』二〇〇四年九月号に掲載されています）

戦争を超え平和への連帯と出会いの旅

アジアの人々と真に共生したい！

野口千恵子



（私の韓国訪問は、このたび三度目でした。以前にもまして多くの新しい出会いが待っていた実りの多い旅となりました。まず初めに、この旅をコーディネートしてくださった在日韓国基督教会小倉教会の朱牧師と宮本智子さんをはじめ、献身的に私たちにかかわってくださった挺身対協の須田馨さん、多くのハルモニたち、ハルモニを日常的に支えておられる皆さん、ボランティアの方々、一緒に旅した平和を愛する仲間たち、そして夜遅くまでも付き合ってくださいました運転手さんにお礼申し上げます。色々お世話になりました。お蔭様で韓国の鍋料理や家庭料理、念願の本場の石焼ビビンバも堪能できました。楽しく、有意義な旅を本当にありがとうございました。）

私は、韓国訪問は謝罪の旅と位置づけています。観光だけではとても行けないものが、私の中にあります。その一つはもちろん日本軍「慰安婦」ハルモニの存在です。一九九二年に金学順ハルモニが元「慰安婦」だったと名乗りでられて以来、心の片隅から離れない事柄です。二〇〇〇年に初めて「ナムムの家」を訪問して以来はハルモニはもつと身近な存在になりました。「ナムムの家」のハルモニたちは、日常生活に

おいてはもちろんのこと、精神的にも「ナムムの家」の要であられた金順徳ハルモニを亡くされてずいぶん落胆しておられるだろうと思っていました。ハルモニの死を乗り越えて、ハルモニの死を次の生きるエネルギーに変えて、元気に過ごしておられる様子に嬉しく思いました。

「ナムムの家」の屋外広場にある「手折られた花」の銅像は、私がとても心引かれる場所です。金順徳ハルモニが生前、描かれた「咲ききれなかった花」をモチーフにして製作されたものです。「花ひらく年」ころ、日本軍に連れ去られ、踏みじられ失った人生、取り戻すのに五十年の歳月を要した、・・・ここで再び、心底望んだ生活を営む。虚空をさまよう悲しい魂も、もういまは、天に向かつて解き放とう。」の献詩が添えられています。この銅像の真下の地下に等身大の「慰安所」の模型があります。過去の苦しみを地下に沈め、現在の生活は空に向かって前向きにすごせるようにという願いが込められていると言います。訪問三度目にしてやっとハルモニと手を取り合って話を聞き、抱き合って親交を深めることができました。ハルモニに受け入れてもらえた喜びをかみしめました。

“お金はいらない！日本政府に謝罪をして欲しい！謝罪！謝罪！”と身体に刻まれた刀傷を見せながら、強い調子で訴えておられた。「慰安所」のハルモニが忘れられませんか。また来ますね」と言うとき、また来るといふことは、この「問題」がまだ解決していないということでしょう

うーと叱られました。”私たちが死ぬのを待っているのではないか！”という言葉と共に、私は重い突きつけでした。

この旅で初めて、南北の統一を願う観光地「臨津閣」、南北分断の現場・非武装地帯に行きました。三八度線を境にして南北を分断している四kmの幅の帯は、誰も立ち入ることのできない場所です。鬱蒼とした森になっていました。調査にすら立ち入ることが許されないその森は、人間の悲しい現実を後目に、誰に邪魔されることもなく生き物すべてが豊かに、自由に生きていくことでしょう。その森に感動し、いつの日かその森を抜けて南と北の人々が手を取り合う日が来ることを願いながら、その場を後にしたのですが、帰国したその日の夕刊に「つくる会」の教科書を東京都教育委員会が採択したという記事を見つけ、「なぜ？」と問うと共に、言いようのない憤りを感じました。一つの民族が分断された原因は、日本が朝鮮半島を侵略したことにあるにもかかわらず、そのような侵略はなかった、日本の朝鮮半島支配は正しかったと記述する教科書が何故？ハルモニたちも老いの身を震わせて怒って折られるだろうと思うと心が痛みます。

八月二五日、「水曜デモ」に参加しました。六二一回目でした。もう十二年目に入ったのです！機動隊に守られて立つ、無言の日本大使館に向



かつて、最前列にこそかけたハルモニの皆さんと共に“日本政府は謝罪せよ！そして償え”と抗議の声をあげました。余りにも長すぎる「水曜デモ」を無視しつづける日本政府の対応の冷たさや日本人の無関心さもさることながら、私こそ何をしてきたのだろうかと思ひ知らされませんでした。毎週水曜日が来る度に“今日も日本大使館前で毅然として「謝罪と賠償」を求めて抗議されているのだろうか。”とその光景を思い浮かべています。

この日の「水曜デモ」には、韓国の中高生や若い人がたくさん参加していました。日本軍慰

安婦一問題が解決したとしても、次の世代を生きたるこの中高生たちは、日本人を赦すこととはあつても決してこの事実を忘れてしまうことにはないでしょう。日本軍「慰安婦」のことも、自国の加害の事実も知らされないまま、あるいは知ろうともしないまま、何の反省もなく、二度と同じ過ちは繰り返さないと堅い決意もなく生きていく日本人と、被害の事実を心に刻んで世界平和のために貢献しようとする韓国の人々の生き方の違いに、日本はやがてアジアで孤立していくのではないかと懸念します。アジアの人々と真に共に生きていけるように力を尽くさねばならないと思います。

この「水曜デモ」を支える挺身隊対策協議会のスタッフの一日は、ハルモニの安否を訊ねる電話かけから始まるといえます。ハルモニたちの痛みを担い、支え、ハルモニたちの福祉から、対政府活動、女性人権教育の場づくりなど、幅広い活動を精力的に続けながら、六〇周年を視野に入れた活動も開始されているとのこと、ユン・ミヒャン事務総長の指導力とバイタリテイに圧倒されました。この「問題」解決のための取り組みについてもとつとつこんだ交流ができるとうよかつたと思います。是非、機会を作つて交流したいものです。

“このまま問題が解決しなかつたら目を開けたままで死ぬことになる。”というのがハルモニの口癖だと、聞いたことがあります。韓国の習

慣では、目を閉じて死ぬと魂が天国に行くけれど、目を開けたままで死ぬと魂が天国に行かないでこの世をさまよふと言います。

この世でも苦しい、死んでも苦しい。こんな心配を持って生活されているハルモニたちの人間として尊厳を回復し、残り少ない人生を安らかに過ごしていただくには、先ずは日本政府の「謝罪と賠償」しかないのだと肝に銘じて帰国しました。

今でも、ハルモニ一人一人の顔や言葉、手や身体の内ぐもりを思い出す度に、涙があふれま

す。戦後六〇周年を迎える来年に向けて何も

ないでは、ハルモニたちに会わせる顔がありません。韓国の地を再び踏むこともできません。私たちにできること、そして頑張らなくてはならないことは、次の四つです。

- ① 現職の教師たちに、この旅の報告をし、次世代を生きる子どもたちにも伝えてもらう。
- ② 十二月四日の全国証言集会「消せない記憶」の成功に力を注ぐ。まず、福岡実行委員会に関わる。
- ③ 「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の早期制定を求めて活動を強める。
- ④ この秋に始まった「戦後六〇年に、日本軍性奴隷制の解決を求める国際署名に協力する。

〈 傍聴をお願いします! 〉

第2次不二越訴訟 第5回口頭弁論

日時：12月1日(水)午後1時半から

場所：富山地方裁判所

原告の意見陳述があります。

次次回からはいよいよ本人尋問の予定です

名古屋三菱・女子勤労挺身隊訴訟

いよいよ 判決!!

日時：2005年2月24日午前11時

場所：名古屋地方裁判所

〈活動日誌2004年6月～10月〉

- 6月6日 関釜裁判ニュース45号発送作業
- 6月13日 フィリピンのロラたち福岡へ。夜交流会
- 6月14日 ロラたちのお話を聞く集い
- 6月15日 リラピリピーナのレチルダさんと話し合う。ロラたち帰国
- 6月27日 第134回関釜裁判を支援する会・定例会
- 7月7日 立法ネット会議
- 7月19日 第135回定例会
- 7月22日 檜崎欣弥議員と面談
- 7月27日 成 S さんと羅 H さん来日
- 7月28日 不二越第四回口頭弁論・成SU さん意見陳述
- 7月29日 不二越会社訪問 夜、三次で交流会
- 7月30日 広島で証言集会
- 7月31日 福岡で交流会
- 8月1日 成 S さんと羅 H さん帰国
- 8月6日 福教組粕谷支部の平和学習会・花房俊雄講師。
北橋健治議員秘書に要請
- 8月17日 神本美恵子議員に立法要請
- 8月22日 第136回定例会
- 8月23日 立法ネット会議
- 9月1日 藤田一枝議員と面談
- 9月20日 立法ネットの学習会
- 9月26日 第137回定例会
- 10月3日 12・4全国同時証言集会・第1回福岡実行委員会
- 10月7日 名古屋三菱訴訟結審
- 10月15日 12・4全国同時証言集会・第2回福岡実行委員会
- 10月9-11日 強制連行全国交流集会(北海道)
- 10月31日 関釜裁判ニュース46号編集作業

★関釜裁判ニュース 46号★

2004年11月7日発行

編集作業人 井上由美 花房恵美子

発行

戦後責任を問う 関釜裁判を支援する会

代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

年会費 3,000円

郵便振替01740-0-47678

口座名 関釜裁判を支援する会

WEB版関釜裁判を支援する会

ホームページアドレス

<http://www.h6.dion.ne.jp/~kanpu>

関釜裁判を支える広島連絡会

土井桂子

関釜裁判を支える福山連絡会

市民運動交流センターふくやま

関釜裁判を支援する県北連絡会

福政康夫

第二次不二越訴訟支援 北陸連絡会

ホームページ

<http://www.fitweb.or.jp/~sksr930>

12・4全国同時証言集会の支援

ご参加をお願いします

香田さんを悼む

「自衛隊を撤退しない」と軽く言い切った小泉首相の顔を忘れることができない。一人を見殺しにできる政治家は何人でも見殺しにできるだろう。(恵)

めんたい
明太がつぶやく

世の中、「韓流ブーム」だとか。韓国映画の上映会は観客がいっぱい入ります。今は韓国ツアーは、早くから予約して、と夕べだそう。20年前からの「韓流ブーム」の私は、ふと醒めた目で見てしまう。ブームにおわらす、ずっと長く隣国を理解し合える努力が続けばいいのだが。(編集長)